

東海透析技術交流会規約

- 第1条（名称） 本会は、東海透析技術交流会と称する。
- 第2条（目的） 本会は、人工透析（透析以外の血液浄化法などを含む）に関する知識・技術の向上を図り、もって透析医療の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、その目的のために次の事業を行う。
1. 学術集会・講演会・学習会等の開催。
（特定の地域で活動するために支部をおくことができる。支部長は世話人が兼務し、運営に要する費用は、その支部で賄う。）
 2. 会報・会誌等の発行。
 3. 関連諸団体との協力活動。
 4. その他、目的達成のための事業。
- 第4条（会員） 本会は、正会員と賛助会員で構成する。
1. 正会員は、本会の主旨に賛同する東海地区の透析技術者ならびに透析関連職種従事者とする。
 2. 賛助会員は、本会の事業を後援しようとする個人・法人または団体とする。
- 第5条（役員） 本会は、次の役員をおく。
1. 代表世話人 1名
 2. 事務局長 1名
 3. 会計 1名
 4. 世話人 15名程度
 5. 監査 1名
- 役員は、正会員の中から総会において選出される。
役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第6条（会議） 総会は年1回開催し、年間予算・決算及び事業計画・報告を承認する。
役員会は必要に応じて開催し、会務を執行する。
- 第7条（会費） 年会費は、正会員2千円、賛助会員1万円、入会金は、1千円とする。
1. 会費未納が2年以上にわたる場合は、退会したとみなすことができる。
 2. 休会届出について
本会の正会員で次の各号の理由により参加等が困難な場合は休会できる
- 1) 出産・育児・介護
 - 2) 長期の病気療養
 - 3) その他役員会において承認された理由
- （期間）
- 1) 休会期間は年単位とし、役員会において承認された日からとする。また役員会の承認を得て、連続2年間まで休会を延長することができる